

令和7年度 第1回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和7年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和7年4月30日(水) 15:00~15:45	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	4 村上 浩司		
出席者 総 数	出席委員 8名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書 記 永村 由美 書 記 小山内 紘介 書 記 岡原 健郎		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	1 番 山田委員 2 番 下河内委員		
提出議題	議事  諸報告  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明の申請について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和7年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第1回目の総会となります。事務局員の自己紹介につきましては、合同会議にて、事務局員それぞれが、あいさつをさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

本日の総会出席者数は9名中出席者数8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 あいさつにつきましては、合同会議にてお話ししましたので、省略させていただきます。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、1番の山田委員と2番の下河内委員を指名させていただきます。なお、書記に角田事務局長、永村、岡原、小山内の4名の書記を指名します。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

永村書記 本日審議する事案について説明します。  
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。  
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。  
3つ目は、農地法第5条の許可申請について。  
4つ目は、非農地証明の申請について。  
以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

永村書記 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会

の議決を求める。

令和7年4月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、江田島市江田島町、職業、会社員。

譲受人、B、住所、江田島市江田島町、職業、会社員。

所在地、江田島町〇〇\_\_番\_\_、外5筆、合計面積は5,034 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、当該地以外にも農地を所有しており、適正な管理ができていなかった。今回知り合いである譲受人と合意が得られたため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「譲渡人から申請地の譲渡について申し出があり、当該地が妻の実家の隣接地であるため、有償で譲り受ける。今後は、自家消費用の柑橘類を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長 1番の案件につきまして、私が関係委員となりますので説明します。現地写真について、一番上の写真以外は御覧のとおり山になっているところがございます。営農するのは一番上の写真の箇所となります。特に問題は見受けられません。

何か質問等がございますか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。本案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は次をお願いします。

永村書記 番号2、譲渡人、C、住所、埼玉県志木市本町、職業、無職。

譲受人、D、住所、江田島市能美町、職業、農業。

所在地、能美町●●字〇〇\_\_番\_\_、外5筆、合計面積は1770.95 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「遠方に居住しており、適正な管理ができていないため、以前から譲受人に管理を任せていた。今回譲受人と当該地の売買について合意が得られたので有償で譲り渡す。」

譲受人は「譲渡人から申請地の譲渡について申し出があり、今後も耕作するため有償で譲り受ける。今後は出荷用の野菜類を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長 関係農業委員の室元委員、お願いします。

室元委員 事務局の方が説明されたとおり、引き続き耕作をしていただけるものと思いますので、問題はないと思います。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は次をお願いします。

永村書記 番号3 貸人、E、住所、兵庫県加古郡播磨町、職業、会社員。  
借人、F、住所、江田島市大柿町、職業、主婦。  
所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は508㎡。  
申請理由は賃貸借で、貸人は「県外に居住しており適正な管理が困難なため、借人からの申し出を受け、有償で貸す。」  
借人は「レモンを栽培する農地を探していたところ、農地相談会に参加し当該農地について紹介を受けた。貸人と合意が得られたため、有償で借り受ける。」  
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。  
御審議をお願いします。

議長 関係委員の村上委員が欠席ですので、事務局お願いします。

岡原書記 借人は規模拡大のため、農地を探していたところ、市から遊休農地の紹介を受け、借人と貸人の間で合意が取れた方です。御審議をお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は次をお願いします。
永村書記	<p>番号 4、譲渡人、G、住所、廿日市市地御前、職業、無職。  譲受人、H、住所、広島市安佐北区落合南、職業、自営業。  所在地、沖美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は 119 m<sup>2</sup>。  申請理由は贈与で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、高齢で適正な管理が困難となり、実家を含めた不動産も併せて無償で譲り渡す。」  譲受人は「譲渡人からの申し出を受け、当該農地と隣接する土地や建物を併せて譲り受ける。」  農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。  御審議をお願いします。</p>
議長	下河内委員、お願いします。
下河内委員	写真のとおり、きれいに管理されておりますので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	御質問等はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	<p>番号 5、譲渡人、I、住所、呉市中通、職業、弁護士。  譲受人、J、住所、江田島市大柿町、職業、会社員。  所在地、能美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積、2,309 m<sup>2</sup>。  申請理由は譲渡で、譲渡人は「土地所有者は死亡しており、譲渡人は家庭裁判所より相続財産清算人に選任された。家屋の売却に伴い、隣接する田を併せて有償で譲り渡す。」  譲受人は「土地家屋の利活用を予定しており、家屋と併せて当該農地を譲り受ける。所有権移転後は、果樹及び野菜類を耕作する。」  農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以</p>

上のことから、この申請は適正であると思います。  
御審議をお願いします。

議長 室元委員、お願いします。

室元委員 事務局が説明した通り、家屋との隣接地となっており、特に問題はないと思います。

議長 この真ん中の写真の家が隣接する家屋ですか。

室元委員 この家は違います。家屋は写真の黒い箇所反対側にあります。

議長 分かりました。  
他に御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。以上で3条の審議を終わります。議案第2号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。  
農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和7年4月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、K、住所、江田島市大柿町、職業、会社員。

所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は247㎡。

台帳地目、畑、現況、宅地。

申請理由は「昭和の年月日不詳時期に親が住宅用地として、農地転用許可を申請することなく利用していた。当該地を相続し、新たに住宅を建築していた際に、農地法の手続きを失念し、登記地目が農地のままであることを知った。今回登記地目を正規なものに正すため始末書を添えて申請する。現況、木造平屋建て住宅94.32㎡、駐車場1台。」

以上、本申請は追認案件となります。

御審議をお願いします。

議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	既に住宅が建っておりますので、許可せざるを得ないと思います。よろしく お願いします。
議 長	御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願い します。
委 員	全員挙手。
議 長	ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお 願いします。
永村書記	番号 2、申請人氏名、L、住所、江田島市能美町、職業、パート。 所在地、能美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は 72 m <sup>2</sup> 。 台帳地目、畑、現況、公衆用道路。 申請理由は「昭和の 56 年 7 月に所有権を得た後、農地法の許可を得ず当該地 から隣地への進入路として利用していた。当該地の相続手続きの際に農地法の 許可申請・取得を失念していたことに気づき、今回登記地目を正確なものに正 すため始末書を添えて提出する。現況、公衆用道路 72 m <sup>2</sup> 。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議 長	田中委員、お願いします。
田中委員	今、事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	公衆用道路とありますが、私道ではないのですか。
小山内書 記	私道でも公衆用道路になる場合があります。課税も公衆用道路でされていま した。
議 長	分かりました。 他に御質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員 全員挙手。

議長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。以上で4条の審議を終わります。議案第3号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記 議案3号、農地法第5条の規定による許可申請について。  
農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和7年4月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

永村書記 番号1、譲渡人、M、住所、安芸郡熊野町、職業、主婦。  
譲受人、N、住所、江田島市能美町、職業、農業  
所在地、能美町●●字○○\_\_番\_\_、外1筆、合計面積は、730㎡。  
申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、市外に居住しており、適正な管理ができないため、譲受人からの申し出を受け有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該農地の隣で、親族が飲食店を経営しており、従業員とお客様用の駐車場が必要となり、当該農地を有償で譲り受ける。店舗用駐車場6台、屋外テラス1棟。」

以上、御審議をお願いします。

議長 室元委員、お願いします。

室元委員 事務局の説明のとおり、現在も隣で飲食店を経営されており、駐車スペースに困っているということですので、致し方ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 他に御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号2、譲渡人O、住所、江田島市能美町、職業、無職。

譲受人、P、住所、豊田郡大崎上島町、職業、会社役員。  
所在地、能美町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は、422㎡。  
申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人からの申し出を受け、有償で譲り渡す。」  
譲受人は「○○の親会社であり、●●の建造を2025年1月より再開し、事業  
拡大に伴う業者の通勤車及びトラック等の大型車を停める駐車場が不足してい  
るため、当該農地を有償で譲り受ける。駐車場20台」  
以上、御審議をお願いします。

議 長 室元委員、お願いします。

室元委員 事務局が説明したとおり、現在でも隣が駐車場となっており、拡張というこ  
とでございますので致し方ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 御質問等はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようなので採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方  
の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお  
願いします。

永村書記 番号3、譲渡人、Q、住所、江田島市江田島町、職業、電気工事士。  
譲受人、R、住所、江田島市江田島町、職業、会社員  
所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_、外1筆、合計面積は、329㎡。  
申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地は周辺が住宅地になっており、耕作が  
困難であるため、譲受人からの申し出を受け有償で譲り渡す。また、\_\_番\_\_の  
土地は、平成●年頃より公衆用道路として使用されており、農地法の許可を失  
念していたことに気づき、始末書を添えて提出する。」  
譲受人は「譲受人の居住用住宅を建設するため、有償で譲り受ける。なお、  
\_\_番\_\_と接道している\_\_番\_\_を併せて購入する。木造2階建て住宅、建築面積  
104.34㎡、駐車場、庭。」  
以上、本申請は追認案件となります。  
御審議をお願いします。

議 長 関係委員の村上委員が欠席ですので、事務局をお願いします。

永村書記 対象地の公衆用道路は個人の私有地となっております。この2筆について譲  
渡人が所有していたのですが、その周辺の道路についても近隣の住民の所有す

る公衆用道路となっています。

岡原書記 現状はアスファルトが敷設されており、2筆同時に所有権移転と適正な地目に戻すため、許可はやむを得ないかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 アスファルトを敷いた時には勝手に敷設したということで間違ひないですか。

永村書記 はい。

議 長 公衆用道路に市が認定する際に、地目は確認しないのですか。

永村書記 地目は確認せず、現況のみでの確認かと思えます。

議 長 分かりました。  
他に御質問等ござひますか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようなので採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願ひします。

委 員 全員挙手。

議 長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。以上で5条の審議を終わります。議案第4号、非農地証明の申請について事務局は、説明をお願ひします。

永村書記 議案第4号、非農地証明の申請について。  
農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求めます。

令和7年4月30日提出、江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、S、住所、呉市中通。

所在地、能美町●●字○○\_\_番\_\_、外1筆、合計面積は781㎡。

申請理由は「平成22年頃から耕作しておらず、管理しないまま現在に至っている。現況が耕作放棄地として山林のような状態となっているため、地目変更登記を行う。」

以上、御審議をお願ひします。

議 長 室元委員、お願ひします。

室元委員	事務局から説明があったとおり、木が生えて現地に入れるような状況ではないので、非農地で問題ないと思われま
議長	何か御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようなので採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号2、申請人氏名、T、住所、廿日市市宮内。 所在地、江田島町〇〇__番__の1筆、面積は18㎡。 申請理由は「祖父の死亡により昭和52年9月以降、管理が行われておらず、それ以降も山林のような状況になっているため、地目変更登記を行う。」 以上、御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、私が関係委員となりますので説明します。 写真の一番上を見ていただきたいのですが、左側に屋根が見えていますが、その上のところになります。特段問題はないかと思ひます。 御質問等、ございますか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようなので採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、本案件につきましては許可とします。以上で非農地申請を終わります。 これで本日の審議案件は、全て終了しました。 日程5の協議事項について、事務局は、何かありますか。
永村書記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットの使用承諾書について</li> <li>・活動記録ノートについて</li> <li>・ノートの提出について</li> </ul>